資料4

豪雪災害における要配慮者への対応指針

平成26年12月12日　駒ヶ根市

1. 迅速かつ円滑な対応への備え

（1） 要配慮者台帳の作成

市は要配慮者台帳を作成し、雪害時の対応に備えることとします。

（2） 要配慮者情報の関係者への開示同意

市は、要配慮者台帳作成に当たり、区長、自治会長、民生児童委員、地区社協などの援護者（以下「援護関係者」という）へ開示することについて本人同意を得ておくこととします。

（3） 要配慮者情報の関係者への周知

要配慮者情報の開示に当たっては、個人情報が不必要に拡散しない適切な方法（紙による配布、必要な範囲に限定した一覧方法など）をとることとします。

（4） 要配慮者の支援計画の話し合い、支援ネットワークづくり

要配慮者を、誰が援護するかなどについて、できるだけ区や自治会などの単位で話し合いを持ち、要配慮者を取り巻く支援ネットワークを構築してください。

（5） 災害情報の連絡系統の整備

区や自治会で、要配慮者の安否、被害状況把握のための連絡系統（誰が最初に確認するか、その情報を誰に連絡するかなど）をあらかじめ計画しておいてください。

2　災害情報の収集・連絡活動

安否、被害状況の把握

降雪により災害が発生し、または発生するおそれのあるときは、民生児童委員を中心として、要配慮者の安否、被害状況を把握、連絡してください。また普段から、連絡体制を確立しておいてください。

3　除雪等の実施

（1） 要配慮者の住居等の除雪

自力での除雪が困難な要配慮者には、隣組、自治会などによる除雪支援を基本とし、要請の有無に関わらず安否確認、除雪支援を行う体制構築をお願いします。

（2） 重大な緊急事態における要配慮者の住居等の除雪

家屋の倒壊、救急救命時の医療機関への搬送など、生命に関わる緊急事態で、近隣の除雪支援が困難な場合は、雪害対策本部へ除雪要請を行ってください。雪害対策本部は、市、消防団などの出動を判断することとします。

（3） 要配慮者から雪害対策本部へ直接要請があった場合の対応

要配慮者から雪害対策本部へ直接、除雪要請があった場合は、重大な緊急事態を除いて、区長、自治会長へ支援要請するように指導しますのでご協力をお願いします。